

徳島県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和元年十一月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
美馬歯科医院	美馬郡つるぎ町貞光字馬出 六〇七	美馬 敏彦	令和元年八月 二十六日
訪問ステーションてとて と徳島	徳島市通町一丁目六	社会福祉法人平成記 念会	同 九月 六日
阿南いしばし医院	阿南市西路見町元村二八 一	石橋 直子	同 十月 一日
阿南ドレミ調剤薬局	同	ドレミファーマシー 有限会社	同
あいざと訪問看護ステーション	板野郡上板町佐藤塚字東二 八八三	社会医療法人あいざ と会	同
山城公園レディースクリ ニック	徳島市山城西三丁目二六	國見 幸太郎	同 十五日
天山歯科医院	板野郡上板町七條字西栗ノ 木一三三	加藤 高英	同 二十九日